附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の廃止）

2　東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第十六号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

一	二	三
ボボナロ県、コバリマ県及びオエクシ県の区域において業務を行う場合（三の項に規定する場合を除く。）	東ティモール内の地域（一の項に規定する地域を除く。）において業務を行う場合（三の項に規定する場合を除く。）	東ティモール内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と一の項及び二の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合
一万二千円	一万円	四千円

内閣総理大臣　菅　**直人**
外務大臣　岡田　克也

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成二十二年十月一日とする。

農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直人**

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第一項第二号、第十二条及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）

第一条　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　学校

二　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設

三　病院又は診療所

四　体育館、水泳場その他これらに類する運動施設

五　図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設

六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

七　高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間）

第二条　法第十二条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

（国有試験研究施設の減額使用）

第三条　法第十四条の国有の試験研究施設は、消防庁消防大学校の試験研究施設とする。

2　前項に規定する国有の試験研究施設は、法第二条第一項に規定する公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

3　農林水産大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4　第二項の規定による認定に関し必要な手続は、農林水産省令で定める。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　山田　正彦
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○厚生労働省令第百四号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条、第九十七条及び第百四条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「三百人」を「五百人」に改める。

第百二十一条第一項第四号中「もの」の下に「並びに簡易な基準に基づく確定給付企業年金の規約の変更」を加える。

附則第三条中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「当分の間」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百六十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　加藤照雄
生年月日　千九百五十五年二月一日
国　籍　日本国

○法務省告示第四百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ブライアン・ドウニング・ベグリン
生年月日　千九百五十一年十二月十日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第四百六十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マーク・ウィリアム・デヴェノ
生年月日　千九百七十四年七月十八日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第四百六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子